

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）
指定管理基本協定書（立体駐車場）（案）

令和8年7月

裾野市

目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (指定管理者の指定の意義)	1
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (信義誠実の原則)	1
第5条 (用語の定義)	1
第6条 (管理物件)	2
第7条 (指定期間)	2
第8条 (年度協定)	2
第2章 本業務の範囲及び実施条件	2
第9条 (本業務の範囲)	2
第10条 (自主事業)	2
第11条 (甲が行う業務の範囲)	3
第12条 (業務実施条件)	3
第13条 (要求水準書等の変更)	3
第14条 (業務範囲及び業務実施条件の変更)	3
第3章 本業務等の実施	3
第15条 (業務の実施)	3
第16条 (開業準備)	3
第17条 (第三者による実施)	4
第18条 (本施設の維持保全)	4
第19条 (緊急時の対応)	4
第20条 (災害時の協力)	5
第21条 (情報管理)	5
第4章 備品等の扱い	5
第22条 (甲による備品等の貸与)	5
第23条 (乙による備品等の購入等)	5
第5章 業務実施に係る甲の確認事項	6
第24条 (事業計画書)	6
第25条 (事業報告書)	6
第26条 (業務実施状況の確認と評価の公表)	7
第27条 (第三者評価)	7
第28条 (甲による業務の改善勧告)	7

第 29 条 (財務状況の確認)	7
第 6 章 指定管理料及び利用料金	8
第 30 条 (指定管理料の支払い)	8
第 31 条 (指定管理料の変更)	8
第 32 条 (利用料金)	8
第 33 条 (管理運営に要する経費)	8
第 34 条 (公租公課)	9
第 35 条 (管理口座)	9
第 7 章 リスク分担と損害賠償	9
第 36 条 (リスク分担)	9
第 37 条 (第三者への賠償)	9
第 38 条 (保険)	9
第 39 条 (不可抗力発生時の対応)	9
第 40 条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	10
第 41 条 (不可抗力による一部の業務実施の免除)	10
第 8 章 指定期間の満了	10
第 42 条 (業務の引継ぎ等)	10
第 43 条 (原状復帰義務)	10
第 44 条 (備品、文書等の扱い)	11
第 9 章 指定期間満了以前の指定の取り消し等	11
第 45 条 (甲による指定の取り消し等)	11
第 46 条 (乙からの指定の取り消し等の申し出)	12
第 47 条 (不可抗力による指定の取り消し等)	12
第 48 条 (指定取り消し時の取扱い)	13
第 10 章 その他	13
第 49 条 (利用者意向調査)	13
第 50 条 (権利・義務の譲渡の禁止)	13
第 51 条 (連絡調整)	13
第 52 条 (市政への協力)	13
第 53 条 (請求、通知等の様式その他)	13
第 54 条 (法人格等変更時の対応)	13
第 55 条 (協定の変更)	14
第 56 条 (解釈)	14
第 57 条 (疑義についての協議)	14
第 58 条 (裁判管轄)	14

別紙 1	用語の定義	16
別紙 2	管理物件	18
別紙 3	裾野市個人情報取扱特記事項（特定個人情報等用）	19
別紙 4	リスク分担表	24

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）（以下「本事業」という。）の実施に関し、裾野市（以下「甲」という。）と、●●グループのうち維持管理・運営企業である●●及び●●を構成員とする維持管理共同企業体（以下「乙」という。）は、●●条例（令和●年裾野市条例第●号。以下「本件設置管理条例」という。）に基づく[立体駐車場¹]（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、裾野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年裾野市条例第 12 号）第 7 条の規定により、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定における用語の定義は、本文中において特に明示する場合及び文脈上別意に解すべきことが明らかである場合を除き、募集要項に定めるところによる。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、本施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、施設利用者の増加や地域住民等に対するサービスを向上させ、もって岩波駅周辺における駅前空間の活性化及び利便性向上等を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第 3 条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）及び管理運営業務以外の業務（以下「自主事業」といい、本業務と併せて「本業務等」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務等が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 5 条 本協定で用いる用語の定義は、別紙 1（用語の定義）のとおりとする。

¹ 本件設置管理条例制定後、同条例に基づく正式な施設名称を記載します。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、本施設（管理物品を含む。以下同じ。）とする。

2 管理物件の内容は、**別紙2（管理物件）**のとおりとする。

3 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和11年1月1日から令和20年12月31日までとする。

2 本業務等に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年度協定)

第8条 年度ごとに協議する必要がある事項については、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する年度協定書（以下「年度協定」という。）に定めるものとする。

第2章 本業務の範囲及び実施条件

(本業務の範囲)

第9条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理物件の維持管理に関する業務
- (2) 管理物件の運営に関する業務
- (3) 防犯・防火管理に関する業務
- (4) 災害時対応に関する業務
- (5) その他本市が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、要求水準書に定めるとおりとする。

(自主事業)

第10条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、その責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、前項の業務を実施する場合は、甲に対して第24条（事業計画書）第1項の規定に準じて事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。また、必要に応じて甲、乙双方による協議を行うものとする。

3 乙が甲の承認を受けて実施した自主事業の利益は、乙に帰属する。

4 甲は、乙が自主事業を実施するに当たり、別に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(甲が行う業務の範囲)

第 11 条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 不払い利用料金の徴収業務
- (2) 本施設の利用承認の決定に対する不服申し立ての裁定
- (3) 本施設の目的外使用許可
- (4) 本施設の修繕業務（詳細については第 18 条（本施設の維持保全）に規定する。）
- (5) その他法令により甲が行うべきものとされている業務

(業務実施条件)

第 12 条 乙が本業務等を実施するにあたって満たさなければならない条件は、要求水準書等及び事業提案書に示すとおりとする。

(要求水準書等の変更)

第 13 条 甲及び乙は、本協定締結後に要求水準書等の変更の必要が生じたときは、双方による協議を開催するものとし、双方が合意した場合は、要求水準書等を変更することができる。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第 14 条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第 9 条（本業務の範囲）で定めた本業務の範囲及び第 12 条（業務実施条件）で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲又は業務実施条件の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第 3 章 本業務等の実施

(業務の実施)

第 15 条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、要求水準書等及び事業提案書に従って本業務等を実施するものとする。

- 2 本協定、要求水準書等及び事業提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、要求水準書等、事業提案書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業提案書にて要求水準書を上回る水準が提案されている場合は、事業提案書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第 16 条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第 17 条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務等の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務等に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(本施設の維持保全)

第 18 条 本施設の改造、増築、改築、大規模修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 乙は、効率的又は効果的な業務の実施を目的として、本施設の改修等を行おうとする場合は、甲に協議を申し出ることができる。当該協議において甲が当該改修等の必要性及び妥当性を適正と認めた場合は、乙は、当該改修等を自己の費用と責任において実施できるものとする。なお、改修等により本施設に新たな資産価値等が発生した場合は、原則として甲がその所有権を有するものとする。

3 本施設における修繕については、甲と乙の協議により別途作成する区分表に従うものとし、甲が所有する部位や備品等は、1 件につき 30 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施し、1 件につき 30 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施することを基本とする。また、本施設及び賑わい拠点誘導施設に係る修繕について、年度における乙が実施するものの累計額上限は 100 万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 乙は、本施設の瑕疵を発見した際には、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(緊急時の対応)

第 19 条 指定期間中、本業務等の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(災害時の協力)

第 20 条 甲と乙は、裾野市内での地震、風水害その他の災害発生時における本施設での避難所等の開設及び利用並びに甲乙双方の協力等に関して、甲が別途定める様式による「災害時等における施設利用の協力に関する協定書」を締結し、災害の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。

(情報管理)

第 21 条 乙又は本業務等の全部又は一部に従事する者は、本業務等の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、**別紙 3（裾野市個人情報取扱特記事項（特定個人情報等用））**に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止、その他の個人情報の適正な管理等、情報セキュリティを確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、本業務等の実施において作成、取得した文書（以下「指定管理者保有文書」という。）について、別途情報公開規程を設け、適正な情報公開に努めなければならない。

4 乙は、甲から指定管理者保有文書の提出の請求があったときは、乙の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除いて、提出するよう努めなければならない。

第 4 章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第 22 条 甲は、**別紙 2（管理物件）**に示す管理物品（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲、乙双方の協議により、必要に応じて当該備品等を修繕又は購入若しくは調達するものとする。なお、修繕については第 18 条（本施設の維持保全）第 3 項の規定に準じ行うものとし、購入又は調達は甲が自己の費用で実施するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第 23 条 乙は、前条（甲による備品等の貸与）に定めるもののほか、乙の任意により備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を購入又は調達し、本業務実施のために供することがで

きるものとする。なお、この場合、乙は、備品等（Ⅰ種）とは明確に区別して管理しなければならない。

- 2 備品等（Ⅱ種）については、乙に帰属するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書）

第24条 乙は、毎年度の12月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 本業務の概要及び実施する時期
- (3) 本業務に係る収支予算
- (4) 自主事業の計画
- (5) その他甲が必要と認める事項

- 2 事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（事業報告書）

第25条 乙は、毎年度終了後45日以内に、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 本施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 本施設利用者の意見・要望に関する事項
- (6) その他甲が必要と認める事項

- 2 乙は、毎月終了後15日以内に、次の各号に示す事項を記載した月次報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 本施設の利用状況に関する事項
- (2) 本施設の管理状況に関する事項
- (3) その他甲が必要と認める事項

- 3 乙は、3箇月に一度、前項の月次報告と同時に、次の各号に示す事項を記載した四半期報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 本施設の利用状況に関する事項
- (2) 本施設の管理状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項

(5) その他甲が必要と認める事項

- 4 乙は、甲が第45条（甲による指定の取り消し等）から第47条（不可抗力による指定の取り消し等）までの規定により年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して45日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 5 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておかなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と評価の公表)

第26条 乙は、前条（事業報告書）の事業報告書を自ら作成し、各年度の業務実施状況について総括及び自己評価を行うものとする。

- 2 甲は、乙から提出された事業報告書の内容等を点検し、本業務が適正に行われたか確認するものとする。
- 3 甲は、前項における確認のほか、乙の業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して業務実施状況や管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。
- 5 甲は毎年度、乙の業務実施状況に関して評価を行い、乙が保有する独自の技術、知識、情報等が流出しないよう留意した上で、これを公表するものとする。

(第三者評価)

第27条 甲は、乙の本業務の遂行に関して評価・検証を行うことを目的として、裾野市指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）による第三者評価を実施し、乙は、指定期間中、指定期間の開始日から起算して2年ごとに、甲との協議によって定める時期に審査を受けるものとする。

- 2 乙は、第三者評価を受けるにあたって、甲から選定評価委員会への出席、資料の提出、報告等を求められたときは、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第28条 前二条の規定による評価の結果、乙による業務実施状況が要求水準書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(財務状況の確認)

- 第 29 条 甲は、各年度に 1 回、乙に対して選定時と同様の財務状況の確認を行うものとする。
- 2 乙は、前項の確認実施にあたり、甲から財務諸表等の提出を求められた場合は、速やかに必要書類を甲に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙の財務状況を確認した結果、本業務に支障が生じると判断した場合は、乙に対して必要な改善指導を行うことができる。
 - 4 甲は、前項の改善指導を行ったにも関わらず、乙の財務状況の改善が見込まれないと判断した場合は、第 45 条（甲による指定の取り消し等）に基づく指定の取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第 6 章 納付金及び利用料金

（納付金）

- 第 30 条 乙における本事業実施に係る収支（本施設及び賑わい拠点誘導施設双方に係る収支を合算したものをいう。）に関し、賑わい拠点誘導施設に係る指定管理料を含む収入額から支出額を控除した収支差額が支出額の 1 割相当額を超過した場合、乙は、当該超過分の半額に相当する金員を甲に納付しなければならない。当該納付の時期及び方法その他の事項については、甲が合理的に定めるものとする。

- 第 31 条 （意図的に削除）

（利用料金）

- 第 32 条 乙は、本施設に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。
- 2 乙の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとする。
 - 3 乙が、指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、甲又は甲が指定する者に円滑に引き継ぎを行うものとする。
 - 4 乙は、本件設置管理条例の別表に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を得て、利用料金の額を定めるものとする。
 - 5 乙は、本件設置管理条例第●条の規定に基づき、それぞれの利用料金の減免基準により、利用料金の減免を行うものとする。
 - 6 乙は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て利用料金を減免できるものとする。

（管理運営に要する経費）

- 第 33 条 乙が本業務の実施に要する経費は、利用料金、自主事業収入及び雑収入を充てるものとする。

(公租公課)

第 34 条 本協定に基づく一切の業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、全て乙の負担とする。

(管理口座)

第 35 条 乙は、本業務等に係る出納を適正に管理することを目的として専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

2 乙は、第 32 条（利用料金）第 3 項に定める指定期間外の利用に係る利用料金収入については、前項の口座とは別の口座を設け、これを管理するものとする。

第 7 章 リスク分担と損害賠償

(リスク分担)

第 36 条 本業務等の実施において、想定される主なリスクとその分担については、別紙 4 (リスク分担表) のとおりとする。

2 本業務等の実施に当たり、甲及び乙に損害が生じた場合は、原則としてリスク分担表に基づく帰責事由を有する者が損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、リスク分担表に記載のない事項及び不明な事項、両者の責めに帰すことができない事由については、甲乙双方の協議で決定するものとする。

(第三者への賠償)

第 37 条 本業務等の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 38 条 本業務等の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。
建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）

2 本業務等の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は要求水準書に示すとおりとする。

(不可抗力発生時の対応)

第 39 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 40 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失及び増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補填された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 41 条 前条（不可抗力によって発生した費用等の負担）第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 42 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

4 第 1 項の規定による本業務の引き継ぎ等に関する費用は、乙の負担とする。

(原状復帰義務)

第 43 条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品、文書等の扱い)

第 44 条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等 (Ⅰ種) については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。
- (2) 備品等 (Ⅱ種) については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

2 乙は、本業務の実施のために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した、施設利用に関する個人情報記録されている書面等及び電磁的記録等を、甲又は甲が指定する者に対して引き渡さなければならない。

第 9 章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

(甲による指定の取り消し等)

第 45 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、かつ、本協定を解除することができるものとする。

- (1) 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の指示に従わないとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (5) 本施設の設置目的に反した管理を行っている認められるとき。
- (6) 乙が本施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき。
- (7) 応募の際に乙が提出した書類の内容に虚偽があると判明したとき。
- (8) 乙の経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
- (9) 刑事事件、その他の不祥事により、指定管理者としての信用が失墜したと認められるとき。
- (10) 乙から、次条に基づく指定の取消又は本業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき。
- (11) 本施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
- (12) 本協定以外の事業契約の全部若しくは一部が解除され、又は民間機能実施業務に係る都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) 第 5 条に基づく管理許可が取り消されたとき。

- (13) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取り消しの理由
 - (2) 指定取り消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じたときは、乙は甲に対して賠償しなければならない。

(乙からの指定の取り消し等の申し出)

- 第46条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消し又は本業務の全部若しくは一部の停止を申し出ることができるものとする。
- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。）
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取り消しを希望するとき。
- 2 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。
- 3 第1項の申し出に基づき、甲が乙の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲が乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償するものとする。
- 4 第1項の申し出に基づき、甲が乙の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、甲が被る損害及び増加費用について、乙はその賠償の責を負わない。

(不可抗力による指定の取り消し等)

- 第47条 甲又は乙は、不可抗力の発生に起因した事故等により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取り消し又は本業務の全部若しくは一部の停止に関する協議を求めることができるものとする。
- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取り消し若しくは本業務の全部若しくは一部の停止又は本協定の解除を行うものとする。
- 3 前項の指定の取り消しによって乙に発生する損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定取り消し時の取扱い)

第 48 条 第 42 条（業務の引継ぎ等）から第 44 条（備品、文書等の扱い）までの規定は、第 45 条（甲による指定の取り消し等）から前条（不可抗力による指定の取り消し等）までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲及び乙が別途合意した場合はこの限りではない。

第 10 章 その他

(利用者意向調査)

第 49 条 乙は、本業務等に関する利用者等の意見及び要望を把握するため、自らの責任と費用により、毎年度、利用者等を対象として意向調査を実施するものとする。

2 乙は、前項の調査結果について分析及び評価を行い、以後の本業務等の実施に反映させるとともに、甲に報告しなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 50 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(連絡調整)

第 51 条 乙は、本業務を円滑に履行するため、甲及び関連機関との情報交換や業務の連絡調整を図るものとする。

(市政への協力)

第 52 条 乙は、環境対策や裾野市の運営方針等、市政に関して協力するよう努めるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 53 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

(法人格等変更時の対応)

第 54 条 乙は、合併、分社、商号変更、公益法人制度改革への対応等により、自らの法人格に変更が生じることが見込まれることとなった場合には、甲に対して速やかに報告しなければならない。

2 甲は、乙から前項による報告があった場合、本業務を承継すると推定される新しい法人（以下「新法人」という。）について、施設管理運営能力等を審査することを目的として、乙又は新法人から以下の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款又はそれに類するもの
- (3) 法人登記に係る全部事項証明書
- (4) その他甲が必要と認めるもの

3 甲は、前項の書類を基に、新法人が指定管理者として本業務を行うことの適否について、その法人格等の変更内容に応じた審査を行い、新法人に対して審査の結果を通知しなければならない。

4 甲による審査の結果、新法人を指定管理者として指定しないと判断された場合、乙又は新法人に損害又は増加費用が生じたとしても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(協定の変更)

第 55 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 56 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 57 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 58 条 本契約に関する紛争は、静岡地方裁判所（本庁）を第一審の管轄裁判所とする。

(以下余白)

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 所在地 静岡県裾野市佐野 1059 番地
名 称 裾野市
代表者 裾野市長

乙 所在地
名 称
代表者

別紙1 用語の定義

- (1) 「事業者」とは、●●グループの代表企業である●●並びにその他の構成企業である●●及び●●を総称していう。
- (2) 「要求水準書等」とは、基本契約、事業契約、要求水準書及び募集要項等並びに募集要項等に基づき提出された質問に対して本市が公表した回答結果等をいう。
- (3) 「基本契約」とは、本事業に関し本市と事業者との間で締結された「岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）基本契約書」をいう。
- (4) 「事業契約」とは、本事業に関し本市と設計・建設企業との間で締結された「岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）設計・建設工事請負契約書（賑わい拠点誘導施設）」及び「岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）設計・建設工事請負契約書（立体駐車場）」並びに本市と維持管理・運営企業との間で締結された「岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）指定管理基本協定書（賑わい拠点誘導施設）」及び「岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）指定管理基本協定書（立体駐車場）」を総称していう。
- (5) 「要求水準書」とは、「岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）要求水準書」をいう。
- (6) 「事業提案書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した事業計画書、指定管理収支予算書及び自主事業計画書をいう。
- (7) 「指定開始日」とは、要求水準書に定める指定期間の開始日をいう。
- (8) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (9) 「利用料金」とは、本施設の利用の対価として施設利用者から乙に支払われる施設利用料をいう。
- (10) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (11) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (12) 「情報システム」とは、本業務を処理するための電子計算機（周辺機器及び通信回線を含む。）及び情報資産（本業務に関する情報及びその処理のために電子計算機が動作する仕組みに関する情報をいう。）が、体系的に構築された仕組みをいう。
- (13) 「情報セキュリティ」とは、情報システムに係る情報の盗用、改ざん、滅失、き損、漏えいその他不適正な取扱いによる情報システムの侵害及び停止等の事故を防止し、その信頼性を確保することをいう。
- (14) 「書面等」とは、書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (15) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

- (16) 「法令」とは、全ての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程をいう。

以上

別紙2 管理物件

1. 本施設

【立体駐車場】

- | | |
|---------|--|
| (1) 名称 | |
| (2) 所在地 | |
| (3) 構造 | |
| (4) 面積 | 敷地面積 m ²
延床面積 m ² |
| (5) 内容 | 立体駐車場 |
| (6) その他 | 附属設備 |

2. 管理物品

備品等（I種）※別紙備品一覧表を参照

以上

別紙3 裾野市個人情報取扱特記事項（特定個人情報等用）

（基本的事項）

第1条 指定管理者は、この指定管理業務（以下「本件業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第3条 指定管理者は、本件業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、裾野市（以下「市」という。）に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（教育の実施）

第4条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

（秘密保持）

第5条 指定管理者は、本件業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 指定管理者は、本件業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第6条 指定管理者は、本件業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 指定管理者は、市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第7条 指定管理者は、市が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を市に提出して市の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、指定管理者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、指定管理者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、市に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 指定管理者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 指定管理者は、本件業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、市の求めに応じて、その状況等を市に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、指定管理者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を市に提出して市の同意を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 指定管理者は、市の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、市に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第8条 指定管理者は、本件業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9条 指定管理者は、市の同意がある場合を除き、本件業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 指定管理者は、市の同意がある場合を除き、本件業務を処理するため市から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 指定管理者は、本件業務を処理するため収集、作成した個人情報又は市から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 指定管理者は、市から本件業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、市に受領書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ市に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、市が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 指定管理者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ市に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 指定管理者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 指定管理者は、本件業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、市が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 指定管理者は、本件業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。

9 指定管理者は、本件業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 指定管理者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第 12 条 指定管理者は、本件業務を処理するために市から引き渡され、又は指定管理者自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件業務完了時に、市の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 指定管理者は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 指定管理者は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 指定管理者は、第 1 項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を市に提出しなければならない。

5 指定管理者は、廃棄又は消去に際し、市から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第 13 条 指定管理者は、本件業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により市に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 指定管理者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 指定管理者は、市と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第 14 条 市は、本件業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づ

き必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、指定管理者に報告を求めると及び指定管理者の作業場所を立入調査することができるものとし、指定管理者は、市から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 市は、指定管理者が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 条 指定管理者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより市が損害を被った場合には、市にその損害を賠償しなければならない。

以上

別紙4 リスク分担表

① 共通リスク（○：主担当、△：従担当、－：負担なし）

リスク項目	No.	リスク内容	負担者		備考		
			市 (甲)	事業者 (乙)			
公募	公募書類	1	募集要項など市が作成した公募書類の瑕疵	○	－		
		2	申請書など応募者が作成した書類の瑕疵	－	○		
	公募コスト	3	応募にかかる費用の負担	－	○		
信用	4	指定管理者の能力不足などに起因する計画の変更、費用の増加	－	○			
制度 関連	関連法令・ 制度変更	5-1	本事業に対して直接的、類型的又は特別に影響を及ぼす変更	○	－		
		5-2	その他の変更	－	○		
	許認可等	6	本事業にあたり市が取得すべき許認可等の遅延	○	－		
		7	本事業にあたり指定管理者が取得すべき許認可等の遅延	－	○		
	税制変更	8-1	本事業に対して直接的、類型的又は特別に影響を及ぼす変更	○	－		
		8-2	その他の変更	－	○		
	政治・行政	9	市の政策変更に影響を及ぼす変更	○	－		
	社会	住民対応	10	地域との協調	－	○	
			11	市が行う調査及び施設の設置自体に起因する住民反対運動・訴訟・苦情・要望への対応	○	－	
12			指定管理者が行う施設の維持管理、運営に起因する住民反対運動・訴訟・苦情・要望への対応	－	○		
第三者賠償		13	市が行う業務に起因する事故に対する損害賠償	○	－		
		14	指定管理者が行う業務に起因する事故及び維持管理の不備による事故に対する損害賠償	－	○		
環境保全		15	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、水質汚濁、大気汚染（臭気を含む。）などの環境問題への対応	－	○		
経済	物価変動	16	維持管理・運営期間中の物価変動	△	○	(注1)	
	金利変動	17	維持管理・運営期間中の金利変動	△	○	(注1)	
債務不履行	18	市の債務不履行、市の事由による事業の中断	○	－			
	19	指定管理者の事業放棄、事業破綻に起因するもの	－	○			
	20	指定管理者が提供するサービスの品質が一定のレベルを満たさない場合	－	○			
不可抗力	21	不可抗力による管理運営の中断	協議		(注2)		

② 運営・維持管理リスク（○：主担当、△：従担当、－：負担なし）

リスク項目	No.	リスク内容	負担者		備考	
			市 (甲)	事業者 (乙)		
運 営	計画変更	22	市の要求・指示の変更等に起因する業務内容の変更	○	－	
		23	指定管理者の責めに起因する業務内容の変更	－	○	
	運営開始	24	市の要求・指示の変更等に起因する運営開始（開業）の遅延	○	－	
		25	指定管理者の責めに起因する運営開始（開業）の遅延	－	○	
		26	関連法令・制度の変更等に起因する運営開始（開業）の遅延	△	○	(注1)
		27	不可抗力に起因する運営開始（開業）の遅延	協議		(注2)
	性能	28	協定により定めた要求水準不適合	－	○	
	セキュリティ	29	施設の管理・警備の不備によるもの	－	○	
		30	情報の管理及び保護に関するもの	－	○	
	需要変動	31	施設利用者数の増減による収入の変動	協議		(注1)
		32	施設利用者数の増減による支出の変動			
	事業の中止・延期	33	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	－	
		34	上記以外の場合	－	○	
	自主事業	35	市の主催・共催による自主事業	○	－	
		36	指定管理者の主催・提案による自主事業	－	○	
	保険加入	37	自主事業にかかる利用者への保険（損害賠償責任保険等）	－	○	
	運営費の増加	38	市の要求・指示の変更等に起因する運営費の増加	○	－	
		39	関連法令・制度の変更等に起因する運営費の増加	△	○	(注1)
		40	不可抗力に起因する運営費の増加	協議		(注2)
		41	物価変動を含む上記以外を起因とする運営費の増加	△	○	
商品等調達	42	運營業務に必要な商品・消耗品等の調達	－	○		
利用者対応	43	市が行う業務に起因する苦情やトラブル等	○	－		
	44	指定管理者が行う業務に起因する苦情やトラブル等	－	○		
支払遅延・不能	45	市から指定管理者への指定管理料の支払遅延・不能	○	－		

②運営・維持管理リスク（○：主担当、△：従担当、－：負担なし）

リスク項目	No.	リスク内容	負担者		備考	
			市 (甲)	事業者 (乙)		
維持管理	計画変更	46	市の要求・指示の変更等に起因する業務内容の変更	○	－	
		47	指定管理者の責めに起因する業務内容の変更	－	○	
	地質・地盤	48	地質・地盤状況の変化により発生した施設の異常（募集要項等から予見することができなかった変化に起因するものに限る。）	○	－	
		維持管理費増加（修繕・設備更新費を含む。）	49	市の要求・指示の変更等に起因する維持管理費の増加	○	△
	50		関連法令・制度の変更等に起因する維持管理費の増加	△	○	(注1)
	51		不可抗力に起因する維持管理費の増加	○	△	(注2)
	52		物価変動を含む上記以外を起因とする維持管理費の増加	△	○	
	施設・設備の損傷	53	市の責めを起因とするもの	○	－	
		54	事業者の責めを起因とするもの（構造上の瑕疵及び管理上の瑕疵によるもの等）	－	○	
		55	市、事業者のどちらの責めにもよらない事故や火災の発生などを起因とするもの	協議		(注3)
施設・設備	56	施設・設備の修繕	△	○	(注4)	
	57	施設・設備の新築、増築、改修、改築	○	△	(注5)	
	58	備品の新規購入	○	－	(注6)	
	59	備品の更新	○	△	(注6)	
	60	備品の修繕	△	○	(注6)	
施設の休館	61	施設、設備の修繕にかかる工事等により、長期間施設を休館する場合	協議			
事業終了時の費用	62	指定期間の満了に伴う原状回復費用	－	○		
	63	本事業契約終了時の引継業務のための諸経費	－	○		

(注1) 基本的に指定管理者の負担としますが、事業に著しく影響を与える場合は双方で協議した上で対応することとします。

(注2) 不可抗力の定義は、別紙1（用語の定義）の規定に従います。

(注3) 指定管理者は必ず当該リスクに対応する保険に加入し、それを超える部分については不可抗力とみなします（保険未加入の場合は事業中断及び施設損傷による市から指定管理者への損害賠償請求の対象とします。）。

(注4) 30万円を超える場合は、市が負担します。市の承認を得て指定管理者の費用と責任において施設・設備の修繕ができますが、これに対する権利を主張することはできません。

(注5) 市の承認を得て指定管理者の費用と責任において施設・設備の新築、増築、改修、改築

ができますが、これに対する権利を主張することはできません。

(注6) 備品の新規購入・指定管理者の責めによらない更新については、購入物品の必要性や内容に関して調査し、市の予算で執行するものとします。また、小破修繕については1件あたり30万円未満(消費税及び地方消費税込)の範囲内で指定管理者が負担します。

以上